税務署からのお知らせ

～相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について～

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要なお手続き（更正の請求または確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧いただくか、米子税務署（TEL 32-4121）にお問い合わせください。

※平成17年分については、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。証明内容はその年の１月から９月末日までに納付された国民年金保険料と年内に納付が見込まれる場合の納付見込額となりますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

【お問い合わせ先】

■控除証明書専用ダイヤル　☎0570－070－117

（平成23年3月15日まで）

※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は全額お客様負担となります。

※IP電話等の方　☎03－6700－1130（通話料金は全額お客様負担）

中学卒業後、陸自のリーダー養成校へ

自　衛　官　募　集

（高等工科学校生徒・男子のみ）

●受　付：11月１日（月）～23年１月７日（金）

●試験日：23年１月22日（土）

●対象者：中学卒業者（17歳未満）

・公的資格等を身につけ、国際社会において対応できる将来の自衛官を養成します。

・学生手当（月額94,900円）をもらいながら学べます。年２回のボーナスもあります。

詳しくは自衛隊米子地域事務所　☎33－2440

県内一斉「法務局サンデー相談所」の開設

日時：11月14日（日）　午前10時から午後4時まで

場所：鳥取地方法務局米子支局

（米子市旗ケ崎2-10-12）

内容：遺言、相続、登記、戸籍等

【お問い合わせ先】

鳥取地方法務局米子支局総務課

☎22－6161

戦後強制抑留者の皆さまへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が始まりました。

●受付期間：平成22年10月25日～平成24年3月31日

●対 象 者：戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方

●請求方法：当基金から請求書類をお送りします。まだ、お手元に届いていない方は下記へお電話下さい。

●お問い合わせ先：独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付金担当

☎0570－059－204（ナビダイヤル）

（受付時間：平日9時～18時）

※土・日祝日はご利用いただけません

鳥取県最低賃金が改正されます

平成22年10月31日から、鳥取県最低賃金が1時間642円に改正されました。

鳥取県最低賃金は、業種・雇用形態にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（☎0857－29－1705）または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。